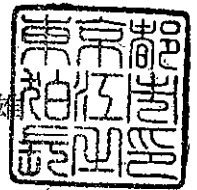


狛江市公告第 **265**号

狛江市まちづくり条例（平成 15 年条例第 12 号）第 42 条第 1 項の規定に基づき協定を締結したので、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり公告するとともに、協定書を縦覧に供します。

令和 8 年 **9**月**29**日

狛江市長 松原 俊雄



- 1 事業名称
和泉本町三丁目宅地造成
- 2 事業場所
狛江市和泉本町三丁目 993 番 10 外 8 筆、993 番 9 の一部及び 993 番 11 の一部
- 3 縦覧場所
狛江市都市建設部まちづくり推進課（5 階）
- 4 縦覧期間
事業完了まで